



優良企業の“自社株承継コスト”を大幅に軽減！

贈与税・相続税の[納税猶予制度]活用セミナー

あまり活用されているとは言えなかった“有効”な制度

自社株に係る贈与税・相続税の納税猶予制度は、平成21(2009)年に創設されて以来、必ずしも“盛んに活用”されているとは言えないようです。その要因の一つには“適用条件の厳しさ”があったかも知れません。

平成28年現在、既に大幅に進んだ“適用条件”の緩和

ところが、平成27(2007)年1月以降の“相続税増税”ともあいまって、本制度の“条件”は、既に大きく“緩和”されて来ています。今や、本納税猶予制度は円滑な“自社株承継”検討にとって、欠かすことができない施策の一つになっているのです。

以前の“記憶”からか、導入にネガティブな“アドバイザー”も少なくありませんが、是非、経営者様ご自身で“制度”の内容と効果を、ご確認頂きたいと考えます。

豊富な事例と簡易診断で、御社の検討をご支援します！

そこで、豊富に“事例”を織り込んだ“セミナー”を企画いたしました。“制度導入の可能性”を審査する“簡易診断”のご案内も申し上げます。

まずは“制度”の内容を、本セミナーで吟味された上で、その導入の可否についてご検討されることを、お勧めいたします。

自社株を含めた相続財産  
評価額 **10億円**の事例(配偶者と子2人で相続)では、猶予される相続税は **1.26億円**に達します。



事例豊富なテキスト&簡易自社診断シート進呈！

【開催要項】

- ・会場：TKC城北東京会研修室  
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂 MNビル3F  
JR飯田橋駅より徒歩5分
- ・日時：平成28年6月16日(木)18時~20時  
受付開始：17時30分~
- ・費用：お1人 10,000円(税込)
- ・講師：中根税務会計事務所 所長税理士 中根武



セミナー概要

自社株に係る《相続税》納税猶予制度概要  
制度適用の基本条件は？  
自社株相続上の大きな問題点は？  
相続税納税猶予制度活用の効果(事例紹介)  
自社株に係る《贈与税》納税猶予制度概要  
贈与税納税猶予制度活用メリット  
“検討”の基礎に据えるべき“ポイント”  
納税猶予制度活用可否の自社診断法！

お申込み方法：必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください

御社名： \_\_\_\_\_ ご参加者名： \_\_\_\_\_

部署・お役職： \_\_\_\_\_ お電話： \_\_\_\_\_

ご住所：〒 \_\_\_\_\_

ご参加人数： \_\_\_\_\_ 人(上記以外のご参加者名： \_\_\_\_\_)

中根税務会計事務所 有限会社ティー・エヌ・コンサルティング  
〒170-0003 東京都豊島区駒込1-12-16 レジデンス六義園1F  
TEL：03-3945-8594 FAX：03-3945-8541(受付担当:武位)  
e-mail：tnc@tkcnf.or.jp HP：http://www.nakanekaikei.co.jp

➡ お申込先FAX番号：03-3945-8541